

学校における「情報モラルの向上」指定研究に関する資料(H18.10.30)

太田市立宝泉南小学校

★ 研究テーマ

＝ 情報を適切に活用し、思いを的確に表現できる児童の育成 ＝

はじめに

○ 情報モラルの捉え方

『情報社会で適切な行動を行うための基となる考え方や態度(情報社会の中で加害者や被害者にならないための考え方や態度) (注：1)』

※～はいけない、～してはいけないことなどと、対処的なルールやマナーを教えるだけでなく、情報社会において基本的に大切にする考え方を正しく理解し、情報活用により生じた新たな場面において正しい態度がとれるようにすること。

○ 情報モラルの指導で目指す児童像 (注：2)

- ・情報を扱う上での考え方や態度【判断力・責任感】
- ・情報にかかわる権利を守り他人を尊重する考え方や態度【個人情報・著作権等への配慮】
- ・情報機器や情報通信ネットワークを利用する上での考え方や態度【安全・健康・きまりへの配慮】

I 情報モラルの向上を図る組織について

校長・教頭＝情報教育主任＝研修主任(国語)＝各学年

II 情報モラルの向上を図る4つの方策について

(1) 情報モラルに関する教育課程の編成・実施

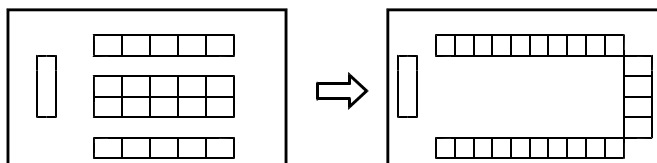
①情報モラル指導の全体計画

情報モラル指導の全体計画 (注:3)			
学校の教育目標 ・すなおで思いやりのある子 ・進んで学び、よく考える子 ・健康でたくましい子			
情報モラルの指導で目指す児童像			
○情報を扱う上での考え方や態度【判断力・責任】	○情報にかかわる権利を守り他人を尊重する考え方や態度【個人情報・著作権等への配慮】	○情報機器や情報通信ネットワークを利用する上での考え方や態度【安全・健康・きまりへの配慮】	
・目的の情報収集し、その情報の真意や安全性を正しく判断できる。	・他人の権利を守り、情報発信に対する責任感をもつ。 ・文化的、社会的な違いに配慮できる。	・高度情報通信社会の規則やマナーを正しく理解し、行動できる。	
学年別指導の系統			
	【判断力・責任】	【個人情報・著作権・相手への配慮】	【安全・健康・きまりへの配慮】
1 2	・良いことと悪いことの区別をする。	・他人の作品のよさを認める。 ・みんなで使う物を独り占めせず、友達と一緒に使ったりゆずったりし、仲良く使う。	・健康や安全に気を付け、わがままをしないで生活しようとする。 ・学校や学級の決まりを守ろうとする。
3 4	・情報には正しいものと誤ったものがあることに気付く。 ・インターネット上には有害情報があることや対処の仕方を知る。 ・情報の大切さに気付く。	・個人情報の悪用の実態を知り、その大切さが分かる。 ・著作権や肖像権のあることを知る。 ・相手の気持ちを尊重し、より確かな情報発信や人を傷つける情報を発信しないよう心掛ける。	・自分の行いを振り返り、過ちは素直に認め、よく考えて行動する。 ・人と人とのコミュニケーションの大切さを知る。 ・約束や決まりのあるわけを考え、それらを守ろうとする。
5 6	・複数の情報を調べたり、情報の出所を確かめたりしてより確かな情報の集め方を知る。 ・情報の質についての自分なりの判断基準をもつ。 ・発信した情報に対する責任や人に与える影響に気付く。	・個人情報を進んで守ることができる。 ・著作権や肖像権などの許諾手続きの仕方が分かる。 ・一度発信した情報は回収できないことを知る。	・迷惑メールやコンピュータウィルスの概要を知り、安全に気を付け情報機器を利用する。 ・情報機器の利用による心身の健康に及ぼす影響を知り、健康を守ろうとする。 ・インターネットガイドラインがあることを知り、その意味を考え、守ろうとする。
	・各教科	・総合的な学習	・道徳 ・特別活動
	情報機器の整備及びメンテナンスセキュリティ対策	個人情報等への配慮	保護者との連携・協力

- ②各学年の教科等における情報モラルに関する指導計画作成(※別紙参照)
- ③コンピュータを使った学習活動における情報モラルに関する指導計画作成(※検討・作成中)

(2) 情報機器の環境整備

- ①パソコン室のコンピュータ配置整備
- ②校内ラン：ネットワーク整備
 - ・コンピュータ室(20台)
 - ・各教室(1台)
 - ・2階ホール(8台)
 - ・1階ホール(3台)
 - ・図書室(3台) ※全コンピュータがインターネット接続可能
- ③校内電子メール整備(グループウェアの導入)



(3) 個人情報等の管理・運営

- ① 個人情報等の共通理解を図る校内研修の実施(夏季休業中) ※別紙参照
 - ※『ぐんまIT活用ガイド(H15.3)』活用
 - ・講師：情報主任及び校長)
 - ・内容：個人情報・肖像権・著作権の取扱いについて
- ② 学校で配慮すべき個人情報に関わる文書類の扱いの共通理解

	品目	児職	扱い方	保管場所	備考
公文書関係	小学校児童学習指導要領(学籍)	○	学校外持出禁止	耐火金庫	秘
	〃 (指導)	○	〃	〃	〃
	健康診断票	○	〃	〃	〃
	歯の検査票	○	〃	〃	〃
	卒業生名簿	○	〃	〃	〃
	人事記録カード	○	〃	〃	〃
	教員免許証(写し)	○	〃	〃	〃
	履歴書(写し)	○	〃	〃	〃
	採用等辞令(写し)	○	〃	〃	〃
	出席簿	○	〃	職員室	〃
	給食費納入票	○	〃	耐火金庫	〃
	就学援助費関係文書	○	〃	〃	〃
	教科用図書配当表		〃	職員室	〃
	出勤簿	○	〃	〃	〃
	特別休暇簿	○	〃	〃	〃
	年休簿	○	〃	〃	〃
職免簿	○	〃	〃	〃	
離任地簿	○	〃	〃	〃	
準公文書関係	通知票	○	厳重注意で持出可	職員室	秘
	個人調査票	○	学校外持出禁止	〃	〃
	学年・学級経営案	○	〃	〃	〃
一般文書関係	職員名簿	○	厳重注意で持出可	職員室	〃
	児童名簿	○	〃	〃	〃
	新入学児童名簿	○	学校外持出禁止	〃	〃
	健康上配慮すべき児童一覧書類	○	〃	耐火金庫	〃
	入学や卒業に関する書類	○	〃	職員室	〃
	就学指導関係書類	○	〃	耐火金庫	〃
	学力診断テスト結果書類	○	〃	〃	〃
	卒業文集・アルバム	○	常時公開可	校長室	〃
	学校通信等各種通信	○	個人情報に配慮して提示	一般公開	〃
	記録写真	○	〃	〃	〃
各種記名アンケート	○	学校外持出禁止	期限付廃棄	秘	
保険証の写し	○	厳重注意で持出可	〃	〃	

※(秘)文書については、保管年数を経過したらシュレッダーにて廃棄

③個人情報等の掲載や携帯電話の扱いに関するアンケート調査結果

- ・実施期間 平成18年9月26日(火)～9月29日(金)
- ・回答者 太田市立宝泉南小学校全保護者(回答保護者数107名) ※記名有り
- ・回答結果

(1) 学級・学校通信等のお便りや Web ページ(ホームページ)には、児童の学習活動等から賞賛に値する児童名や作品等、また、学習している姿などを積極的にお伝えしたいと考えています。その際の掲載内容について皆様のお考えをお聞かせください。

※許容できる掲載内容に○をつけてください。

	児童名	学習活動等の写真(本人が特定できない)	学習活動等の写真(本人が特定できる)	作文や感想文	作品等の写真
学級通信	72%	83%	73%	75%	79%
学校通信	69%	77%	62%	69%	70%
Web ページ	27%	53%	23%	41%	49%

2 これまでの学級通信・学校通信などで、個人情報等に関する掲載内容でご意見等がございましたらお答えください。

- ・児童名を間違えずに掲載してほしい。
- ・緊急連絡網で連絡がつかない場合がある。メールでの連絡ができるとよい。
- ・各種通信での作文等の紹介は参考になるので続けてほしい。
- ・各種通信は楽しく拝見しているが、Webになると考えなければならない問題もある。
- ・名簿の扱いには注意が必要。
- ・Web はパスワード制で詳しく掲載し、紙上は掲載に気を付けてほしい。
- ・子供たちの様子が分かると親としてもうれしい。通信等で掲載してほしい。
- ・Web であると職場からでも学校からの連絡が分かるので好都合。

3 携帯電話の保持についてお答えください。

お子さんに携帯電話を与えていますか。 (どちらかに○をつけてください)	⇒	ア. 与えている(14%)	イ. 与えていない(86%)
Web の使用について、ご家庭で制限や取り決めをしていますか。(どちらかに○をつけてください)	⇒	ア. している(40%)	イ. していない(60%)
上記で「している」としたご家庭の場合、どのような制限や取り決めをしていますか。	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズモードでアクセス制限している。 ・使用させない ・必要な時以外は親が預かる 	

※参考：インターネットで提供する個人情報についての判断基準(太田市の例)(注：4)

項目	類型	氏名	学年	性別	写真(個)	写真(集)	住所	電話	趣味	作品	備考
I	スポーツ大会やコンテスト等で優秀な成績をあげ、既に出版・報道等で公にされている児童生徒に関する個人情報。	○	○	○	○	○	×	×	×	○	・写真の取扱は十分に注意すること
II	出版・報道等で公にされていないが、情報提供や意見交換、研究発表等を行う場合の児童生徒に関する個人情報。	○	○	○	×	○	×	×	×	×	・発達段階等により制限すること
III	その他、項目 I・II に該当しないものであって、当該学校において教育上提供することが望まれかつ有効であると学校長が判断する個人情報。	○	○	○	○	○	×	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・発達段階等により制限 ・PTA、卒業生等の情報も含む

(4) 保護者との連携・協力

①個人情報掲載時での確認

②保護者対象の情報セミナー開催(3学期) ー携帯電話使用の光と影ー

【引用・出典】

- (注：1) 「学校における情報モラルの指導資料集(2P)」 H18.3 県総合教育センター
(注：2) 「学校における情報モラルの指導資料集(2P)」 H18.3 県総合教育センター
(注：3) 「学校における情報モラルの指導資料集(3P)」 H18.3 県総合教育センター
(注：4) 「ぐんま I T活用ガイド-モラル・セキュリティ編 (8P)」 H14.3 県教育委員会